

【資料編】

鳩山町地域公共交通会議規約	104
鳩山町地域公共交通会議委員名簿	108
鳩山町地域公共交通計画策定経過	109

鳩山町地域公共交通会議規約

(設置)

第 1 条 鳩山町地域公共交通会議（以下「公共交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条の規定に基づき地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

2 会議は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成及び同要綱第 2 条第 2 項に規定する地域公共交通確保維持事業（以下「確保維持事業」という。）の実施に係る連絡調整を行う。

(事務所)

第 2 条 公共交通会議の事務所は、鳩山町大豆戸 184 番地 16 鳩山町役場内に置く。

(所掌事務)

第 3 条 公共交通会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 道路運送法に基づく旅客輸送の協議に関すること。
- (2) 確保維持改善計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (3) 確保維持事業の実施及びその実施に関する連絡調整に関すること。
- (4) 公共交通会議の運営に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の作成、変更及び計画の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通事業の実施、変更に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なこと。

(組織)

第 4 条 公共交通会議は別表に掲げる委員をもって組織する。

2 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長)

第 6 条 会長は、鳩山町長をもって充てる。

2 会長は、公共交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長は、公共交通会議の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第 7 条 副会長は、委員の中から委員の互選により選任する。

(監査員)

第 8 条 監査員は、会議の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を会議において報告する。

(事務局)

第9条 公共交通会議は、公共交通会議の運営に関する事務を行うため、鳩山町政策財政課内に事務局を置く。

(公共交通会議の会議の運営等)

第10条 公共交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ議長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することを原則とする。ただし、総意で決定することが困難な場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

5 会議で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

6 会議は公開で行うとともに、会議に関する情報は公表する。

(専決処分)

第11条 会長は、第3条第1項第2号から第6号までに規定する所掌事務実施に関し、軽微な変更をするとき、及び、急を要する場合等会議を招集して決定している暇がないと判断したときは専決処分ができる。ただし、専決処分後最初に開催した会議で報告し承認を求めるものとする。

(分科会の設置)

第12条 公共交通会議は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 公共交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、公共交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償の額は、日額2,000円とする。

(公共交通会議の解散等)

第16条 公共交通会議が解散したときは、公共交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、公共交通会議の承認を得なければならない。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(鳩山町地域公共交通協議会規約の廃止)
- 2 鳩山町地域公共交通協議会を解散し、鳩山町地域公共交通協議会規約は廃止する。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 2 月 14 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

関係条項		委員
道路運送法施行規則 第 4 条の 2	地域公共交通確保維持 改善事業費補助金交付 要綱第 3 条	
第 1 項第 1 号	第 1 項第 1 号	鳩山町長
第 1 項第 2 号	第 1 項第 2 号	一般旅客自動車運送事業者 の代表者又はその指名する 者
		一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表者又 はその指名する者
第 1 項第 3 号	第 1 項第 4 号	住民又は旅客を代表する者
第 1 項第 4 号	第 1 項第 3 号	関東運輸局埼玉運輸支局長 又はその指名する者
第 1 項第 5 号	第 1 項第 2 号	一般旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表者又は その指名する者
第 2 項第 1 号イ		埼玉県東松山県土整備事務 所長又はその指名する者
第 2 項第 1 号ロ		埼玉県飯能県土整備事務所 長又はその指名する者
	埼玉県西入間警察署長又は その指名する者	

		埼玉県東松山警察署長又はその指名する者
第2項第2号	第1項第1号及び第2項	鳩山町議会議員
		埼玉県交通政策課職員
		東松山市地域支援課職員
		越生町企画財政課職員
	第1項第2号	町内福祉有償運送事業者の代表者又はその指名する者
第1項第4号	鳩山町商工会の代表者又はその指名する者	

鳩山町地域公共交通会議委員名簿

No.	氏名	道路運送法施行規則 第4条の2	地域公共交通確保維持 改善事業費補助金交付 要綱第3条	所属	役職
1	小峰孝雄	第1項第1号 地域公共交通会議を主宰 する市町村長	第1項第1号 及び第2項 関係する都道府県又は 市区町村	鳩山町長	会長
2	日坂和久	第2項第2号 地域公共交通会議の運営 上必要と認められる者		鳩山町議会	監査
3	関根清隆			東松山市 地域支援課長	
4	山本由香			越生町 企画財政課 主幹	
5	島田広満				
6	大山博	第1項第2号 一般旅客自動車運送事業 者	第1項第2号 関係する交通事業者又は 交通施設管理者等	川越観光自動車(株)森林公園営業所 運輸部 課長 (町内路線バス事業者)	
7	藤島弘士	第2項第2号 地域公共交通会議の運営 上必要と認められる者		㈱越生タクシー 代表取締役 (当該地区をエリアとするタクシ ー事業者) ※埼玉県タクシー協会西部支部 副支部長、越生毛呂山地区代表	
8	松本一久			鳩山町社会福祉協議会事務局長 (町内福祉有償運送事業者)	監査
9	山口義量			西入間警察署 交通課長	
10	亘良治	都道府県警察		東松山警察署 交通課長	
11	清水象次郎	第1項第3号 住民又は旅客	第1項第4号 協議会が必要と認める 者	鳩山町区長・自治会長・町内会長 会 会長	
12	大野茂次			鳩山町老人クラブ連合会副会長	
13	和崎克之			鳩山町PTA連絡協議会 会長	
14	外川樹芳	第2項第2号 地域公共交通会議の運営 上必要と認められる者		鳩山町商工会 副会長	副会長
15	中山俊夫	第1項第4号 地方運輸局長	第1項第3号 地方運輸局	埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	
16	村上晶彦	第2項第2号 地域公共交通会議の運営 上必要と認められる者	第1項第1号 及び第2項 関係する都道府県又は 市区町村	埼玉県企画財政部 交通政策課 交通企画・バス担当主幹	
17	新井浩	第2項第1号イ 道路管理者	第1項第2号 関係する交通事業者又は 交通施設管理者等	埼玉県東松山県土整備事務所 副 所長	
18	遠井文大			埼玉県飯能県土整備事務所所長	
19	関根肇	第1項第2号 一般旅客自動車運送事業 者の組織する団体		(一社)埼玉県バス協会専務理事	
20	藤田貢			(一社)埼玉県乗用自動車協会 事務局長	
21	森村正寿	第1項第5号 一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運転 者が組織する団体		川越観光自動車(株)労働組合 執行委員長	
22	市川一夫			㈱越生タクシー労働組合 組合長	

鳩山町地域公共交通計画策定経過

日程	策定経緯
令和5年 3月17日	鳩山町地域公共交通会議（通算第37回：令和4年度第3回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の運行状況について（報告） ・鳩山町地域公共交通計画の策定について ・令和5年度鳩山町地域公共交通会議収支当初予算について ・町営路線バスへの要望について ・監査員の選任について
6月23日	鳩山町地域公共交通会議（通算第38回：令和5年度第1回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業実績報告について ・令和4年度収支決算について ・令和5年度収支補正予算について ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について ・鳩山町地域公共交通計画策定の概要について ・監査員の選任 ・埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る鳩山町地域まちづくり計画について
7月14日	鳩山町議員定期全員協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・鳩山町地域公共交通計画策定について説明
8月1日	政策会議 <ul style="list-style-type: none"> ・鳩山町地域公共交通計画の策定について
8月2日	鳩山町地域公共交通会議（通算第39回：令和5年度第2回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・鳩山町地域公共交通計画策定業務に伴うニーズ調査について （公共交通に関するニーズ調査概要について、鳩山町公共交通に関する町民アンケート調査について）
8月16日 ～9月3日	鳩山町地域公共交通計画策定に伴う鳩山町公共交通に関する町民アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①町内在住の15歳以上の町民1,000人 ②町役場発信情報（町HP、SNS等）の閲覧者 ・調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ①郵送配布、郵送回収 ②鳩山町HP、SNSでのURL・QRコード添付によるWEB回答 ・回収数 <ul style="list-style-type: none"> ①郵送配布分446票（郵送回収率44.6%） ②役場発信文91票 ・有効回収数537票
10月27日	鳩山町地域公共交通会議（通算第40回：令和5年度第3回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・鳩山町地域公共交通計画策定について（鳩山町公共交通に関する町民アンケート調査実施報告書について、鳩山町地域公共交通計画（事務局素案）について ・町営路線バス北部線のIC運賃変更について
11月24日	鳩山町地域公共交通会議（通算第41回：令和5年度第4回会議） <ul style="list-style-type: none"> ・鳩山町地域公共交通計画策定について（鳩山町地域公共交通計画（素案）について、パブリックコメントの実施について） ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に対する自己評価（一次評価）について

12月7日	鳩山町議員定期全員協議会 ・鳩山町地域公共交通計画（素案）及びパブリックコメントの実施について説明
12月21日 ～令和6年 1月22日	鳩山町地域公共交通計画（素案）に関するパブリックコメント実施 ・意見提出者数/2人 ・意見件数/2件 ・周知方法/鳩山町ホームページ、広報はとやま12月号
1月11日	鳩山町地域公共交通会議【書面協議】（通算第42回：令和5年度第5回会議） ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業（計画策定等に係る事業）に対する自己評価（一次評価）について
2月14日	鳩山町地域公共交通会議（通算第43回：令和5年度第6回会議） ・鳩山町地域公共交通計画策定におけるパブリックコメントの実施と結果の検討について ・鳩山町地域公共交通計画策定について（決定） ・令和5年度の運行状況について（報告） ・令和6年度鳩山町地域公共交通会議予算について ・鳩山町運賃協議会の設置について（報告） ・鳩山町地域公共交通会議規約の改正について
2月26日	政策会議 ・鳩山町地域公共交通計画の策定について（報告）
3月12日	鳩山町議員定期全員協議会 ・鳩山町地域公共交通計画の策定について報告

【編集・発行】

鳩山町地域公共交通会議（事務局：鳩山町政策財政課）

令和6年2月発行

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16

電話 049-296-1212 FAX 049-296-2594

<https://www.town.hatoyama.saitama.jp>

e-mail h220@town.hatoyama.lg.jp